

第3回 日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会 議事要旨

- 日時：令和7年4月2日(水)10:00～12:00
- 場所：経済産業省別館 238 各省庁共用会議室・オンライン併用開催（Teams）
- 出席委員等
 - 委員：吉村 政穂座長、新井 努委員、池上 彰朗委員、太田 洋委員、岡村 忠生委員、久保 輝幸委員、白土 晴久委員、曾我部 彩委員、竹中 英道委員、林 博之委員、判治 禎之委員、梁 文馨委員、渡辺 徹也委員
 - オブザーバー：一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本貿易会、財務省主税局 参事官室、国税庁調査査察部調査課、金融庁総合政策局総合政策課、経済産業省経済産業政策局企業行動課
 - 事務局：経済産業省経済産業政策局投資促進課
- 議題：
 1. 開会
 2. 事務局資料説明
 3. 全体討議
 4. 閉会
- 議事概要：

各論点に対し、委員より以下のような意見があった。

制度趣旨の整理とそれに基づく見直しの方向性

- 日本の課税ベースの浸食は、各議論のベースとなる重要な概念であり、定義を明確にしても良いのではないか。例えば、自社グループ傘下で継続的に行う事業活動を前提として、日本で生み出されるべき所得が国外に移転されることで、日本の課税権が及ばなくなる事態への税制上の対抗措置である、と定義することが一案である。
- 日本の課税ベースを浸食していないことが明らかであるにもかかわらず合算対象となるケースについて優先的に取扱いを見直したうえで、その他にも日本の課税ベースを浸食していないと考えられるケースがあれば将来追加的に見直しを検討するという事務局の見直しの方向性案を踏まえると、CFC 税制の目的や役割を整理し制度趣旨を明確化することが必要なのではないか。
- 海外 M&A により取得した海外企業グループについて、買収後も現地での管理支配が継続する場合には、買収後に稼得した所得であっても日本の課税ベースを浸食していないと考えられるのではないか。こうした観点からも、当該海外企業グループに買収前から存在する

中間 SPC において買収後に生じるキャピタルゲイン等については、経済活動基準の見直しを含め、合算対象外となるような措置を検討するべきであると考えられる。

海外 M&A により取得した外国関係会社の取扱いの見直し

- 海外 M&A により取得した外国関係会社について、現行の PMI 特例のように詳細な要件を付したうえで合算対象外とするのではなく、買収後一定期間内に生じた所得を全て合算対象外とするような方向性での見直しが望ましい。そのうえで、「一定期間」として妥当な期間については、管理支配基準の見直し等、その他の過剰課税の解消のための見直しによる効果も勘案して検討するべきである。
- 海外 M&A においては、買収後 1 年程度かけて実際に海外企業グループがどのように運営されているか確認したうえで、買収後 2 年目以降に現地再編が必要かどうか判断して外国関係会社の整理に着手するようなケースもある。さらに、現地で必要とされる手続き等に要する時間も考慮すると、合算対象外となる一定期間は現行の PMI 特例の 2 年では短い。
- 海外 M&A により取得した外国関係会社において、買収前に既に生じていた含み益等が実現した場合、日本から流出した課税所得ではないため合算対象外とすべきであるが、どこまでが買収前に発生していたものなのかという判定が非常に難しい。したがって、買収後一定期間内に実現した所得を買収前に生じていた含み益等とみなして合算対象外とするのも一案である。その場合の一定期間はあまり短くすべきではなく、例えば 5 年という考え方もあるのではないかな。
- 買収後一定期間の合算課税を猶予する場合、猶予期間を利用した租税回避防止とのバランスを考慮する必要がある。例えば、買収後のシナジー実現のために、人員の出向や、製品や技術、資材等の商流的な取引が行われたことのみをもって日本の課税ベースが浸食されたと考えるべきではないが、無形資産や一定規模の事業が移転された場合には、租税回避防止の観点から一定の歯止めが必要となる可能性がある。
- 海外 M&A により取得した外国関係会社において、買収前から現地で遂行され、買収後もそのまま継続されているビジネスから生じる所得については、買収前に生じていた所得のみでなく、買収後に稼得された所得についても、日本の課税ベースの浸食に当たるかどうかを判断したうえで合算対象外とするような措置を検討いただきたい。ビジネスの継続性を判断するための規定としては、例えば、組織再編税制における繰越欠損金の利用制限や、グループ通算制度における時価評価において取り入れられている考え方が参考になるのではないかな。
- 事務局資料には、海外 M&A により取得した外国関係会社において、買収前に既に生じていた所得を合算対象とするのは過剰課税ではないかという点と、現地再編によって生じた所得が合算対象となることにより機動的なグループ内再編を阻害しているのではないかなという点の二つの論点が含まれているが、両者は性質が異なるため分けて考えるべきである。
- 現地再編は、海外 M&A 後に限らず行われるものである。現地再編の過程で非課税所得が生じて合算対象となり、機動的なグループ再編が阻害されることは企業にとって問題であるため、例えば日本における適格組織再編に相当する海外企業の組織再編等、一定の現地再

編については、時期的制限を設けることなく救済されるような措置があっても良いのではないか。

- クロスボーダー現物分配について、買収した企業グループの資本構造が複雑で、配当で資金還流しようとする色々々な国を経由することで源泉税が何度も課税される場合等に、現物分配により外国子会社株式を日本の親会社に直接保有させるケースがある。こうしたケースにおいて、CFC 税制を含めた日本での課税関係が複雑になることについて、課題であると感じている。
- 一定の現物分配（100%外国子会社を現物分配法人、日本親会社を被現物分配法人とする現物分配）において、日本親会社が移転株式の簿価を引き継げば、含み益に対する課税権が国外から国内へ移転する一方で、含み損を国内に持ち込むことにもなりかねない。機動的なグループ内再編を可能としつつ、現地税制の取扱いを踏まえて二重課税及び二重控除が生じないよう、どのような形で簿価を引き継がせるべきかについては、理論的に整理する必要がある。
- 100%外国子会社からの現物分配に関しても適格現物分配と定義することで、繰越欠損金の引継/使用や、多額の含み損を有する資産の譲渡等損失の計上について制限が課され、含み損を利用した租税回避行為について対処できるのではないか。

清算中の外国関係会社の取扱いの見直し

- 外国関係会社の清算過程において、債務免除益以外にも資産譲渡益等の所得が生じることがある事も考慮すると、清算手続開始前の事業実態を考慮した経済活動基準等の判定が確保される事が極めて重要となる。その枠組みがあれば一過性の譲渡益が生じたとしても主たる事業判定を踏まえた経済活動基準の充足として整理できると思われる。
- 清算手続開始前の事業実態を考慮した経済活動基準等の判定が認められれば、ある程度全部合算は防げると考えられるが、債務免除益や清算手続開始前から得ていた事業収入（たとえば、顧客へ提供したソフトウェアについて、顧客との契約が継続していることによる使用料収入など）が部分合算対象にならない様な措置が必要である。
- 異常所得の計算式における総資産及び人件費等の控除額の算定においても、清算手続開始前の状況を考慮すべきである。
- 清算中の外国関係会社の取扱いを検討するに当たっては、CFC 税制が単年度で判定を行うことに起因して生じている過剰課税も含め、内国法人に対する課税とのバランスを考慮する必要がある。

経済活動基準、ペーパーカンパニー等の取扱いの見直し

- 外国関係会社が「事業の管理、支配及び運営」の全部ではなくとも一部を行っていて、かつ親会社が明確な形でグループ経営を行っていることが認められれば、ビジネスの実態に即した管理支配基準の判定が行いやすくなると考えられる。例えば、比較的市場規模の小さい国については、事業計画立案などの機能を持たせるほどの事業規模が見込まれないために、現地販売会社は日々のオペレーションしか行わないケースも存在するため、日々の

オペレーションを現地で根を張って行う限りにおいては、管理支配基準を満たすという柔軟な取扱いを認めていただきたい。

- 「グループ経営が合理的に行われていると客観的に認められる一定の場合には、グループでの管理支配基準の判定を認める」点について、事業計画のような今後の事業モデルのあり方や事業の方向性を色濃く反映するプロセスにおいて、事業本社や地域本社等の意向や戦略を考慮せずに進めていく事は通常あり得ず事業実態と乖離する。例えば、事業セグメント単位で開示を行っている場合における当該事業セグメント内でのグループ経営や、専門機能が集約された地域本社からのシェアードサービスの提供によるグループ管理等、グループでの経営管理の範囲・外縁について、まずは同法域内のグループ企業に限定する形で認めることで濫用を防げるのではないかと。
- 経済活動基準の見直しにあたり、ペーパーカンパニーも含めて連続的に整備する観点では、日々のオペレーションを要件とするよりも、「グループ経営が合理的に行われていると客観的に認められている」ことを要件とすべき。
- 「グループ経営が合理的に行われていると客観的に認められる」基準の一つとして、管理会計として KPI や利益目標を含む経営計画を立てている企業グループとすることが考えられる。あるいは、サブ連結を行っている場合には、サブ連結親会社の下でグループ経営が合理的に行われていることが考えられるのではないかと。一方で、決算スケジュールの関係等によりサブ連結を行っていないが、合理的にグループ経営が行われているケースもあるため、サブ連結以外の基準も必要である。
- 経済活動基準における管理支配基準では、「その本店所在地国において」その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることが求められているが、特に欧州では、現地の統括会社傘下に複数国の子会社が存在するケースがある。また、地域単位ではなく事業セグメント単位で経営を行うケースも多いため、実態に即して法域をまたぐグループ経営について認めてもらいたい。
- 人がいる外国関係会社と人がいない外国関係会社について、取扱いを分けて考えるべきである。人がいる外国関係会社の管理支配基準については、法令上「その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること」と定められているが、「自ら」の部分を見直したうえで、どこまでの範囲が認められるか検討すべきである。一方、人がいない外国関係会社の管理支配基準については、ペーパーカンパニー特例の拡充により対応できるのではないかと。
- 現行のペーパーカンパニー特例との関係については、現行の特例に代えて管理支配基準のグループでの判定を認めるのが最もありがたいが、別のアプローチとして、グループの経営実態の有無により管理支配基準を①個社で判定するケースと②グループで判定するケースに分類したうえで、個社判定をするケースには現行のペーパーカンパニー特例を適用することもありうる。また、現行のペーパーカンパニー特例の要件を緩和し、グループでの管理支配を認める方向性も考えられる。
- 機能ごとに法人を分ける、アセットとオペレーションで法人を分ける等によりグループ経営を行う事業形態は、不動産業以外にも海運業における船舶でもみられ、現実として多い。現行のペーパーカンパニー特例における不可欠機能要件はビジネスの実態に即したも

のであると考えられるため、より一般化した形で業種にかかわらず適用される形とすることで、グループでの管理支配基準の判定が広がると良いのではないかと。

- ペーパーカンパニーにかかる取扱いの見直しの前提として、対象を有価証券報告書提出会社に限定することが考えられる。有価証券報告書の提出義務が課されている会社については、有価証券報告書の虚偽記載などに対する厳しい罰則や J-SOX の適用対象となるため、一定程度、濫用的なものに対する抑止の担保があると考えられる。そのうえで、どのような中間 SPC を合算対象外と扱うかについては、例えばサブ連結グループとしてみれば実体のある企業体として活動がなされている場合には、中間 SPC に着目するのではなく、サブ連結グループ単位でみるということが考えられる。
- 事実上のキャッシュボックスへの該当についても、グループ単位での判定を認めるべきである。キャッシュボックスの典型として、事業上の理由なく、低税率の第三国に SPC を設立して無形資産等を保有させて利益を集めるケースが本来想定されていると認識しているが、現地でグループ経営を行う会社群の中に形式的にキャッシュボックスに該当してしまう会社が存在する。
- 第 1 回研究会での貿易会からのプレゼンテーションの通り、受取配当益金不算入や受動的所得の取扱等において、本邦から事業を行うよりも租税負担が重くなっているケースについて過剰課税が生じていると考えられる。

事務負担の軽減

- グローバル・ミニマム課税導入は非常に大きな転換点であり、その導入を契機として CFC 税制のあり方について議論することに大きな意義がある。グローバル・ミニマム課税においては 15% の最低税率で国際的に妥結されたが、CFC 税制における適用免除税率が 15% に引き下げられるのであれば事務工数は大きく減少する。
- CFC 税制では出資比率が 50% 未満の外国企業であっても日本企業で持ち合っている場合には対象になりうるが、グローバル・ミニマム課税の場合には基本的に出資比率が 50% 以上の外国企業のみが対象。CFC 税制でも出資比率が 50% 以上の外国企業のみを対象とすることで、両制度の扱いが揃い、実務負担の軽減につながる。

グローバル・ミニマム課税と諸外国の税制措置の関係

- 税制措置による ETR 低減効果は一定程度認められるが、日本企業、特にメーカーでは、現地で優遇税制が適用されていても、製造を行って一定の有形固定資産投資を行っていれば多額のトップアップ税額は比較的発生しづらい印象である。こうした観点からは、グローバル・ミニマム課税が公平な競争条件確保に一定程度貢献していると考えられるのではないかと。
- 各国で還付可能税額控除導入の動きが広がっているが、日本は法定税率と GloBE 税制における 15% の閾値とは距離がある事も考え併せると、GloBE 税制上の ETR を希薄化する云々といった GloBE 税制に絡めた派生的な議論というよりも、日本におけるイノベーション促進につなげる上でインセンティブ税制そのもののあり方や枠組みはどうあるべきかといった、より本質的な議論として取り上げるのが良いのではないかと。

- QRTC が分子の減額ではなく分母に加算されることについて、理屈上も正しいという前提で議論するのか、例外的なものと整理したうえでどこまで例外を拡大するかという方向で議論するのか、議論の出発点を明確にすべきである。

全体について

- ピラー2 は、国家にとっては法人税率引下げ競争を防止するという意義があるが、企業にとっての公平な競争条件を確保するという意義もある。政府は、企業の公平な競争条件を確保するためにも、あまり税収が期待できないピラー2 の導入を進めてきた。企業は事務負担の問題はあるにしても、ピラー2 以前の世界に戻りたいのかどうかを冷静に判断して欲しいと思う。最終報告をまとめるに当たって、ピラー2 を今後大事に育てていくという姿勢を取るのか、それとも企業の事務負担に比して果たす役割が小さいと考えるのか、ピラー2 の意義を改めて考えることが重要である。

以上